

告示

埼玉県営繕・公園事務所長告示第一号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条の十第一項の規定に基づき、都市公園と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図書は、埼玉県営繕・公園事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十月十一日

埼玉県営繕・公園事務所長 若林 昌善

一 都市公園の名称

さきたま緑道

二 公園施設の種類

園路

三 道路の種類及び路線名

行田市道九・三―二百九十六号線

四 兼用工作物の位置

埼玉県行田市大字堤根字代官田通千二十五番一地先及び千百八番一地先

五 兼用工作物の管理者

公園管理者 埼玉県

道路管理者 行田市

六 管理の内容

イ 公園管理者

兼用工作物（暗渠となる水路に限る。）に係る改築、維持、修繕及び災害復

旧

ロ 道路管理者

(1) 兼用工作物（路盤を含み、暗渠となる水路を除く。）に係る改築、維持、修繕及び災害復旧

(2) 兼用工作物に係る許可、行政処分等の権限の行使